

## 技術教育及び職業教育に関する条約（仮訳）

1989年11月10日 第25回ユネスコ総会採択  
1991年8月29日 効力発生

### 前文

国際連合教育科学文化機関の総会は、1989年10月17日から同年11月16日までパリにおいてその第25回会期として会合し、

教育を促進し発展させることが同機関の憲章上の責務であることを想起し、

労働する権利及び教育を受ける権利に関して世界人権宣言第23条及び第26条に掲げられている原則、1960年12月14日にパリで採択された教育における差別待遇の防止に関する条約、1966年12月16日にニュー・ヨークで採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに1979年12月18日に国際連合総会が採択した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に含まれる原則をも想起し、

技術教育及び職業教育の発展が諸国民の間の平和の維持及び友好的理解に貢献しなければならないことを認識し、

1974年に総会がその第18回会期において採択した技術教育及び職業教育に関する改正勧告及び国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告の規定に注目し、

更に、1976年に総会が採択した成人教育の発展に関する勧告及び1966年に特別政府間会議が採択した教員の地位に関する勧告の規定に注目し、

国際教育会議の関連する勧告を考慮し、

1975年に国際労働機関の総会がその第60回会期において採択した人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第142号）及び勧告（第150号）の規定に留意し、

国際連合教育科学文化機関と国際労働機関が調和した目的を追求するため、各々の文書の作成に当たって両機関の間の緊密な協力を行っていることに注目し、かつ、この実り多い協力が継続されることを期待し、

女子の技術教育及び職業教育を推進するために特別な努力を行うことの必要性を考慮し、

教育制度、社会経済及び文化事情、とりわけ特別の考慮及び措置を必要とする開発途上国における制度及び事情の多様性に特別の注意を払い、

この多様性にもかかわらず、多数の国々において技術教育及び職業教育について概ね類似の目的が追求され、また、類似の問題が生じており、これにより、共通の指針の発展が望まれていることを考慮し、

技術的、社会的及び経済的発展の速度が、青少年及び成人の双方に提供される技術教育及び職業教育を拡大し改善することの必要性を相当に増大させていることを認識し、

技術教育及び職業教育は個人及び社会双方の発展という包括的目標を満たすことを認識し、  
技術教育及び職業教育の発展に関する情報及び経験の交換が必要であること並びにこの分野  
における国際協力の強化が望まれることを確信し、

技術教育及び職業教育の発展に関する国際協力を強化するためには国際的な法的文書が有効  
であることを確信して、

1989年11月10日にこの条約を採択する。

## 第1条

締約国は、次の事項につき合意する。

- (a) この条約において、「技術教育及び職業教育」とは、一般的知識に加えて、科学技術及び  
これに関連する科学の学習並びに経済的及び社会的生活の種々の部門における職業に関す  
る実用的技能、実知的知識、態度及び理解力の習得を含むすべての形態及び段階の教育の  
過程を指す。
- (b) この条約は、教育機関において又は教育機関を一方とし、工業、農業、商業若しくは労  
働の場に関連するその他の事業を他方として準備された協力計画を通じて行われる、技術  
教育及び職業教育のすべての形態及び段階に適用される。
- (c) この条約は各締約国の憲法の規定及び法令に従って適用される。

## 第2条

- 1 締約国は、青少年及び成人が経済的及び社会的な発展並びに社会における個人の人格的及  
び文化的実現にとって不可欠の知識及び実知的知識を習得することを可能とするために、各  
国の教育制度の枠組みの中において青少年及び成人のために計画された技術教育及び職業教  
育に関する政策を立案し、戦略を定め、かつ、各国の必要と資源に応じて計画及び教育課程  
を実施することに合意する。
- 2 技術教育及び職業教育の発展のための一般的枠組みは、各締約国において次に掲げる事項  
を明示する適当な法令若しくはその他の措置によって定められなければならない。
  - (a) 経済的、社会的及び文化的発展のための必要並びに個人の人格的実現を考慮に入れつつ  
技術及び職業の分野で達成すべき目標
  - (b) 技術教育及び職業教育を一方としその他の形態の教育を他方とする、計画の縦横の連関  
に特別の考慮を払った両者の関係
  - (c) 責任を有する当局により定められた技術教育及び職業教育の行政的組織の構造
  - (d) 経済の種々の部門において経済計画、社会計画及び開発計画の立案に責任を有する公の  
当局の役割並びに該当する場合には職能団体、労働者、使用者及びその他の関係団  
体の役割
- 3 締約国は、技術教育及び職業教育を受けるために必要な教育水準を達成したいかなる個人

も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、政治的意見その他の意見、経済的地位若しくは出生を根拠とする差別又はその他のいかなる根拠による差別も受けることがないよう保証しなければならない。

締約国は、技術教育及び職業教育を平等に受ける権利並びに教育の全過程にわたる学ぶ機会の均等のために努力しなければならない。

- 4 締約国は、障害者及びその他の不利な条件にある人々の特別な必要に注意を払い、また、これらの人々が技術教育及び職業教育を享受できるよう適切な措置をとらなければならない。

### 第3条

- 1 締約国は、次の事項を考慮に入れた技術教育及び職業教育の計画を提供し開発することに合意する。

- (a) 当該住民の教育的、文化的及び社会的背景並びに職業に関する希望
- (b) 経済の種々の部門において必要とされる技術上及び職能上の技能、知識及び資格並びに予想される技術的及び構造的変化
- (c) 国、地域及び地方の各段階における雇用機会及び開発の見通し
- (d) 環境及び人類共通の遺産の保護
- (e) 職業上の健康、安全及び福祉

- 2 技術教育及び職業教育は、生涯教育の視点に立って開放的で柔軟な構造の枠組みの中で行うよう計画されるべきであり、次に掲げるものを提供すべきである。

- (a) 一般教育におけるすべての青少年のための技術及び労働の場への導入
- (b) 教育指導及び職業指導並びに教育及び職業に関する案内並びに適性相談
- (c) 熟練を要する職業に必要な知識及び実際的知識の修得及び開発のために計画された教育の発展
- (d) 職業移動、職能資格の改善並びに知識、技能及び理解の更新に不可欠となり得る教育及び訓練のための基礎
- (e) 技術教育及び職業教育の機関の内外における、在職訓練又はその他の訓練の形態により初歩の技術訓練及び職業訓練を受けている者に対する補完的一般教育
- (f) 科学及び技術の進歩、雇用構造の変化若しくは社会及び経済事情の変化のためにその現在の知識が旧式なものになってしまった者の再訓練及び資格の補完と向上を行うことを特に目的とした成人のための継続的教育及び訓練の課程並びに特殊な状況にある者のための継続的教育及び訓練の課程

- 3 技術教育及び職業教育の計画は、当該職業部門の技術上の要請を満たし、個人の人格的及び文化的発展に必要な一般教育を提供し、かつ、特に当該職業に関連のある社会的、経済的及び環境的概念を含むものでなければならない。

- 4 締約国は、技術教育及び職業教育に関する協力計画に参加する、教育機関以外での事業に

対し支援及び助言を与えることに合意する。

- 5 職業の各段階において、必要とされる能力は可能な限り明確に定められなければならない、また、新しい知識及び技術過程を取り入れるために、教育課程は絶えず更新されなければならない。
- 6 職業活動を行う能力の評価並びに技術教育及び職業教育の適切な証明書の決定に当たっては、当該技術分野の理論的及び実践的側面の双方が考慮されるとともに、訓練を受けた者及び在職中に経験を獲得した者の双方が対象とされなければならない。

#### 第4条

締約国は、技術教育及び職業教育の構造、学習計画、訓練方法、教材及び学校制度と労働の場との協力の形態を、これらが科学及び技術の進歩、文化の進展及び経済の種々の部門における雇用の必要の変化に絶えず適応することを確保するため、また、最も効果的な教授法を適用するために教育の研究及び革新の前進が考慮に入れられることを確保するため、定期的に再検討することに合意する。

#### 第5条

- 1 締約国は、常勤であるか非常勤であるかにかかわらず技術教育及び職業教育分野で教授を行うすべての者が、彼らの専門の職能分野において十分な理論上及び実践上の知識並びに彼らが教授を要請されている課程の種類と段階に即した適切な教授技術を有しなければならないことに合意する。
- 2 技術教育及び職業教育の教授を行う者には、特別課程、企業での実務訓練期間及び労働の場との連絡を有するその他の組織化された形態の活動を通じて、彼らの技術上の情報、知識及び技能を更新する機会が与えられるべきである。更に、彼らには、その専門教科において利用できる教育上の革新についての情報と訓練が提供され、また、関連する研究及び開発に参加する機会が与えられるべきである。
- 3 技術教育及び職業教育の教員及びその他の専門職員には、差別なしに、均等な雇用機会が与えられなければならない、また、その雇用条件は彼らの専門領域での資格を有する職員を誘引し、採用し、かつ、保持できるものであるべきである。

#### 第6条

国際協力を容易にするために、締約国は次のことに合意する。

- (a) 技術教育及び職業教育における革新、知識及び経験に関する情報の収集及び普及を奨励すること並びに技術教育及び職業教育の分野での学習及び教員訓練のプログラム、方法、器材の基準及び教科書に関する国際交流に積極的に参加すること。
- (b) 技術教育及び職業教育において、工業、商業及びその他の経済部門で適用されている国

際的な技術基準の使用を奨励すること。

- (c) 技術教育及び職業教育を通じて取得された資格の等価性の認定を達成するための取組を促進すること。
- (d) 技術教育及び職業教育における教員、管理者及びその他の専門家の国際交流を奨励すること。
- (e) 他国からの学生、特に開発途上国からの学生に対し、特に科学技術の学習、習得、適応、移転及び適用を容易にするために、技術教育及び職業教育をその教育機関で受ける機会を与えること。
- (f) すべての国の間で、特に先進工業国と開発途上国の間で、その科学技術の発展を奨励するために技術教育及び職業教育における協力を促進すること。
- (g) 技術教育及び職業教育の分野における国際協力を強化するために資源を動員すること。

#### 第7条

締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期日及び様式で同総会に提出する定期報告書において、この条約に効力を与えるために採用した法律規定、規則及びその他の措置を明示しなければならない。

#### 第8条

次の規定は、憲法上非単一制の制度をとる締約国について適用する。

- (a) この条約の規定のうち、連邦又は中央の立法権の法的権限の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、中央制の制度をとる締約国の義務に等しい。
- (b) この条約の規定のうち、連邦の一般的又は基本的な憲法上の制度によって立法措置をとることを義務づけられていない州、地方、県、自治体又は郡の法的権限の下で実施されるものについては、連邦政府がこれらの州、地方、県、自治体又は郡の権限のある当局に対し、採用についての勧告とともにその規定を通報する。

#### 第9条

国際連合教育科学文化機関の加盟国及び国際連合教育科学文化機関の執行委員会によりこの条約への加入を招請された国際連合教育科学文化機関の非加盟国は、国際連合教育科学文化機関事務局長に批准書、受諾書、加入書又は承認書を寄託することによりこの条約の締約国となることができる。

#### 第10条

この条約は、第9条に規定する文書の3番目が寄託された後3箇月で、その寄託日までにその各々の文書の寄託を行った国についてのみ効力を生ずる。その他の各々の国については、そ

の文書を寄託した後 3 箇月で効力を生ずる。

#### 第 11 条

- 1 各締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長に対し書面による正式通告を行うことにより、この条約を廃棄する権利を有する。
- 2 廃棄は、通告が受領されて後 12 箇月で効力を生ずる。

#### 第 12 条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、第 9 条に規定するすべての文書の寄託及び第 11 条に規定する廃棄を、同機関の加盟国、第 9 条に規定する非加盟国及び国際連合に通報する。

#### 第 13 条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会により改正することができる。ただし、当該改正は、改正条約の締約国についてのみ拘束力を有する。
- 2 総会がこの条約の全部又は一部の改正を生ずる新たな条約を採択し、かつ、その新たな条約に別段の定めがない場合には、この条約は、その新たな改正条約が効力を生ずる日から新たな締約国に対する開放を停止する。

#### 第 14 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で作成した。これらの 6 本文は、ひとしく正文とする。

#### 第 15 条

この条約は、国際連合憲章第 102 条の規定に従い、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合事務局に登録する。

1989 年 11 月 16 日にパリで、国際連合教育科学文化機関の第 25 回総会議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書 2 通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第 9 条に規定するすべての国及び国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて 1989 年 11 月 16 日に閉会を宣言されたその第 25 回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、署名した。

総会議長

アンワール・イブラヒム  
事務局長  
フェデリコ・マヨール